

福岡県国土利用計画  
(第四次)

— 概要版 —

平成21年3月

福岡県

## 第1 県土の利用に関する基本構想

### 1 県土の特性と土地利用の動向

- ・ 新たな住宅地の需要が減少する一方、農用地から工業用地、その他の宅地への転換が見られる。
- ・ 農用地の住宅地への転換が減少していることから、本県の土地利用転換圧力は低下している。

### 2 県土利用の基本方針

#### (1) 県土利用の基本的な視点

公共の福祉の優先、土地利用の不可逆性への配慮、土地の有効利用、適正な地価の形成、良好な環境や景観の保全・創造、県民生活の安全性の確保

#### (2) 県土利用の基本的条件の変化

##### ア 県土を取り巻く環境変化と課題

グローバル化の進展への対応、21世紀型広域都市圏の形成と拠点づくり、産業拠点の計画的な整備、街なか再生と集約型都市構造への転換、中山間地域等の活力向上、都市と農山漁村との交流・連携促進に対応する県土整備、心の豊かさや景観配慮を求める県民ニーズへの対応、環境問題への対応、安全・安心な県土の形成、地域づくりへの多様な主体の参画促進

##### イ 県土が持つポテンシャル

東アジアとの近接性、競争力の高い産業集積と技術力の集積、都市と農山漁村の近接性、交通網の発達

#### (3) 県土利用の基本方向（本県の継続的な経済的・文化的発展と豊かな県民生活の実現に資するもの）

##### ○ グローバル化の進展に対応した県土利用

- ・ 自動車産業をはじめシステム LSI、バイオなど先端成長産業の更なる集積を図り、アジアにおける産業集積拠点を目指す。
- ・ アジアとの多様で高度な交流・連携関係を一層深めていくことにより、深刻化する都市・環境問題の知的戦略拠点、知的拠点として展開する学術集積拠点、国際分業を支える戦略的物流結節拠点、人的交流・情報交流拠点、文化・生活創造発信拠点として「アジア交流広域都市圏」の構築を目指す。

##### ○ 県土利用の質的向上

- ・ 良好な景観に配慮した美しくゆとりのある県土利用、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用を基本とする。
- ・ 県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業などの拠点を配置し、それらを道路や情報インフラなどのネットワークで結び、人的交流や地域間の連携を図るとともに、都市と農山漁村が相互に補完し合い、全体が一体的に発展する県土ふくおかを創造する。
- ・ NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体が参画する地域づくり等の取り組みを積極的に支援するとともに、これらの団体との協働を図る。

##### ○ 都市部の基本方向

大規模集客施設の立地誘導、街なか居住などの促進、災害に強い都市構造・集約型の都市構造の形成など

##### ○ 農山漁村部の基本方向

良好な生活環境の整備、優良農用地や森林の確保・整備・保全・利用の高度化、耕作放棄地の有効利用、荒廃した森林の再生 など

#### (4) 利用区分別の県土利用の基本方向

##### ア 農用地

優良農用地の確保・整備、多面的機能の発揮に向けた維持・管理 など

イ 森林・原野

多面的機能の発揮に向けた整備と保全、多様な森林の造成 など

ウ 水面・河川・水路

河川はん濫地域における安全性の確保、安定した水供給のための水資源開発 など

エ 道路

広域幹線道路網及び生活道路の整備、安全性・快適性・防災機能の向上と環境への配慮 など

オ 宅地

良質な住宅ストックの形成、街なか居住の促進、必要な工業用地の確保、自動車産業などの研究開発施設に必要な用地の確保、大規模集客施設の適正な立地誘導 など

カ その他

環境の保全に配慮した公用・公共用施設用地の確保、耕作放棄地の有効活用の促進、自然環境・生活環境に配慮した廃棄物処理施設用地の確保 など

キ 市街地

集約型の都市構造への転換、街なか再生の推進、大規模集客施設を誘導すべき地域と抑制すべき地域の明確化

**第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要**

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（基準年次：平成16年、目標年次：平成29年）

単位：ha、%

|          | 県 計     |         |         |       |       |       |
|----------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|
|          | 平成16年   | 平成29年   | 増減面積    | 構成比   |       | 29/16 |
|          |         |         |         | 16年   | 29年   |       |
| 農用地      | 90,910  | 82,810  | △ 8,100 | 18.3  | 16.6  | 91.1  |
| 農地       | 90,600  | 82,500  | △ 8,100 | 18.2  | 16.6  | 91.1  |
| 採草放牧地    | 310     | 310     | 0       | 0.1   | 0.1   | 100.0 |
| 森林       | 222,570 | 222,570 | 0       | 44.7  | 44.7  | 100.0 |
| 原野       | 190     | 190     | 0       | 0.0   | 0.0   | 100.0 |
| 水面・河川・水路 | 20,900  | 21,560  | 660     | 4.2   | 4.3   | 103.2 |
| 水面       | 3,520   | 3,940   | 420     | 0.7   | 0.8   | 111.9 |
| 河川       | 12,510  | 12,660  | 150     | 2.5   | 2.5   | 101.2 |
| 水路       | 4,870   | 4,960   | 90      | 1.0   | 1.0   | 101.8 |
| 道路       | 29,580  | 33,690  | 4,110   | 5.9   | 6.8   | 113.9 |
| 一般道路     | 26,040  | 30,000  | 3,960   | 5.2   | 6.0   | 115.2 |
| 農道       | 1,860   | 1,790   | △ 70    | 0.4   | 0.4   | 96.2  |
| 林道       | 1,680   | 1,900   | 220     | 0.3   | 0.4   | 113.1 |
| 宅地       | 71,340  | 77,360  | 6,020   | 14.3  | 15.5  | 108.4 |
| 住宅地      | 43,020  | 45,320  | 2,300   | 8.6   | 9.1   | 105.3 |
| 工業用地     | 5,750   | 6,420   | 670     | 1.2   | 1.3   | 111.7 |
| その他の宅地   | 22,570  | 25,620  | 3,050   | 4.5   | 5.1   | 113.5 |
| その他      | 62,000  | 60,160  | △ 1,840 | 12.5  | 12.1  | 97.0  |
| 合計       | 497,490 | 498,340 | 850     | 100.0 | 100.0 | 100.2 |
| 市街地      | 55,970  | 56,810  | 840     | 11.3  | 11.4  | 101.5 |

2 地域別の概要（目標年次における利用区分ごとの規模の目標）

(1) 福岡地域

農用地が2万530ha程度、森林・原野が6万8,980ha程度、水面・河川・水路が4,990ha程度、道路が1万1,760ha程度、宅地が2万8,570ha程度、その他が1万8,860ha程度、市街地が2万4,820ha程度となる。

(2) 筑後地域

農用地が 3 万 4,740ha 程度、森林・原野が 4 万 6,820ha 程度、水面・河川・水路が 7,620ha 程度、道路が 8,530ha 程度、宅地が 1 万 6,300ha 程度、その他が 1 万 5,350ha 程度、市街地が 8,270ha 程度となる。

**(3) 筑豊地域**

農用地が 1 万 2,550ha 程度、森林・原野が 5 万 2,960ha 程度、水面・河川・水路が 4,510ha 程度、道路が 5,540ha 程度、宅地が 1 万 240ha 程度、その他が 1 万 2,650ha 程度、市街地が 3,170ha 程度となる。

**(4) 北九州地域**

農用地が 1 万 4,990ha 程度、森林・原野が 5 万 4,000ha 程度、水面・河川・水路が 4,440ha 程度、道路が 7,860ha 程度、宅地が 2 万 2,250ha 程度、その他が 1 万 3,300ha 程度、市街地が 2 万 550ha 程度となる。

### **第 3 第 1 及び第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**

**1 公共の福祉の優先**

各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策の実施

**2 土地関連法令の適切な運用**

計画的かつ適正な土地利用の確保、国土利用計画法等の適正な運用による適正な地価の形成

**3 土地利用計画等の整備・充実**

土地利用に関する市町村との情報の共有化、土地利用計画の適正な運用による適切かつ合理的な土地利用の促進

**4 地域整備施策の推進**

**(1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策**

九州国立博物館をアジアとの文化交流拠点として発展、九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）の推進、国際的な環境人材の育成と環境技術の情報発信や技術協力による国際貢献の推進 など

**(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策**

北部九州自動車 150 万台生産拠点推進構想の推進、先端システム L S I 開発拠点の構築、バイオクラスタの形成、新たなロボット産業の創出、水素エネルギーの拠点形成 など

**(3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策**

空港や港湾の機能充実と関連するアクセス道路の整備の促進、九州新幹線の整備の促進、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備の促進 など

**(4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策**

ネットワークの形成による総合的な地域振興、地域の特性にあった農業の振興、農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など都市との交流・連携の促進、森林の持つ木材生産機能の持続的発揮、近代化遺産、伝統的建造物群保存地区、文化的景観などの保存・活用 など

**5 県土の保全と安全性の確保**

**(1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策**

地震に強い都市構造の形成、総合的な治水対策の推進、道路・橋梁の防災・震災対策工事などの計画的な推進、森林の適正な管理、森林環境税を活用した県民参加の森林づくりの推進 など

**(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策**

安全・安心まちづくり条例による総合的な対策の実施、G A P（農業生産工程管理）の導入促進や食品表示の適正化などを推進、災害に強い居住環境の形成 など

## 6 環境の保全と美しい県土の形成

### (1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策

リサイクル技術と社会システムの開発、資源を有効活用したリサイクル産業の振興など総合的な施策の実施、新エネルギー利用の普及促進をはじめ省エネ、省資源の取組の推進 など

### (2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策

県民などとのパートナーシップによる美しいまちづくりの推進、道路緑化環境の整備、都市公園や自然公園の整備の推進、自然とふれあえる森林空間の整備、河川及び港湾の水辺空間の整備促進 など

## 7 土地利用転換の適正化

- ・ 転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意
- ・ 低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

## 8 土地の有効利用の促進

### (1) 都市部の整備に関する施策

開発許可制度の適正な運用による良好な宅地の整備と市街地の無秩序な拡散の防止、集約型都市構造への転換、土地区画整理事業・市街地再開発事業の促進、商店街の活性化に向けた取組の支援 など

### (2) 農山漁村部の整備に関する施策

優良農用地の確保と有効利用の促進、意欲ある担い手への農作業の集約化と集落営農組織の法人化、耕作放棄地の農用地としての利用の促進、耕作放棄地や荒廃森林の発生防止、農山漁村部における定住の促進、林道・作業道の計画的な整備の推進、漁村の活性化の促進 など

### (3) 産業用地の整備に関する施策

工業団地の新規開発の積極的推進、工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定、工業地域の指定による工場立地の計画的誘導 など

## 9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

基礎的な調査の推進とその総合的な利用、土地情報の整備と県民向けの情報提供

## 10 計画の推進及び指標の活用

各種指標を活用した計画の総合的な点検の実施

## 第4 地域別の措置

### 1 福岡地域

- ・ 中枢的都市機能のさらなる充実
- ・ 九州大学学術研究都市構想の促進、アジアビジネスの拠点化などによる活気あふれる都市の形成
- ・ 安全で快適な都市空間の整備と先端成長産業の育成・集積
- ・ 都市近郊型農業の振興と都市近郊森林の適切な維持・管理 など

### 2 筑後地域

- ・ 筑後ネットワーク田園都市圏の創造
- ・ 九州新幹線などの交通・物流網の整備促進、学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上
- ・ 美しくゆとりがあり、安全・安心な地域づくりと先進的な環境調和型のまちづくりの推進
- ・ 農業・林業生産基盤の整備とアジアにおけるバイオ産業拠点の形成 など

### 3 筑豊地域

- ・ 福岡・北九州都市圏との連携強化や多様な地域間の交流
- ・ 学術研究機能の高度化・拠点化と地域への定住促進
- ・ 筑豊農業の活性化と森林の多面的機能の強化や管理水準の向上
- ・ ITビジネスの拠点化、自動車関連産業の育成・集積と観光の振興 など

### 4 北九州地域

- ・ 国際物流拠点の形成と学術研究機能、都市機能の高度化・拠点性の向上
- ・ 安全・安心かつ快適な生活環境の創出と先端成長産業・環境リサイクル産業の集積
- ・ 都市近郊型農業の振興と都市近郊森林の適切な維持・管理
- ・ 京築連帯アメニティ都市圏構想の推進 など

## 第5 県内で特に必要とされる措置

### 1 広域的な調整を必要とする土地利用に係る方針

#### (1) 広域的な視点による地域振興策の策定

筑後ネットワーク田園都市圏構想や京築連帯アメニティ都市圏構想のような広域的な地域振興策の策定・実施

#### (2) 広域的な産業拠点の配置・誘導

高速道路のインターチェンジや幹線道路の周辺地域において産業拠点の整備を促進 など

#### (3) 広域的な大規模集客施設の立地誘導

「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」に基づく大規模集客施設の「広域拠点」、「拠点」への誘導

#### (4) 広域的な景観形成

「筑後景観憲章」や「矢部川流域景観テーマ協定」のような多様な主体が連携するパートナーシップによる景観づくりを推進

### 2 市町村ごとの土地利用に係る調整方針

#### (1) 産業の活力を支えるための土地利用の方針

工業団地の立地誘導に当たって工業系の用途地域や低未利用地などへの誘導を優先 など

#### (2) 都市の活力を支えるための土地利用の方針

「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」に基づく、商業娯楽系施設、公共施設などの「拠点」への誘導、各市町村の地域特性を活かした基本計画の策定などに対する適切な助言の実施

#### (3) 中山間地域の活力を支えるための土地利用の方針

地域特性を踏まえた産業基盤の整備や良好な生活環境の整備、担い手への農作業の集約化、集落営農組織の法人化、棚田米など特色ある農産物や加工品づくり、地域ぐるみのグリーンツーリズム等の促進、林道の整備や森林施業の共同化・集約化、高性能林業機械の導入などの促進、各種施策の活用により耕作放棄地を解消、森林環境税を活用した森林整備と県民参加による森林づくりの推進 など

#### (4) 良好な景観形成を支えるための土地利用の方針

市町村が景観行政を積極的に展開することを促す。

#### (5) 市町村計画の策定に係る調整方針

市町村計画の策定協議に当たって地域の実情に応じた施策を助言し、手続きを簡素化

### 3 県土利用に関する地理情報の整備

地理情報の整備、円滑な活用